住所

氏名

勉強会支援アドバイザー派遣申請書

勉強会支援アドバイザーの派遣を受けたいので、大阪市マンション管理・建替支援事業 実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。なお、本申請内容が大阪市 マンション管理支援機構に提供されることについて同意します。

1 依頼の内容

(今回、勉強会支援アドバイザーの派遣を希望する項目について「今回申請」欄に 〇を記入のうえ、過去の派遣回数と、今回申請を含めた通算派遣回数を記入してく ださい。)

項目		今回申請	過去の派遣回数
①建物の技術的な内容等に関すること			ы
()		口
②管理規約及び法的な問題等に関するこ	と		口
()		쁘
③管理組合の経理等に関すること			口
()		쁘
④不動産の登記等に関すること			口
()		쁘
⑤不動産の鑑定評価等に関すること			口
()		쁘
今回申請を含めた通算派遣回数			回

2	派遣	な	柔	迌	X	n	ス	伽	础	\triangle	1.7	\sim	L)	7	_

(1) 形式	$(1)\sim 400$	いずれか	につを	付けて。	くださし	١, `

- ① 集会 ② 理事会 ③ 専門委員会 ④ その他(
- (2) 参加される方の人数(予定)

約()人

3	派遣希望日		
	第一希望日	令和年月日(曜日)	
		時 ~時まで	
	第二希望日	令和年月日(曜日)	
		時 ~ 時まで	
	第三希望日	令和	
		時 ~ 時まで	
4	派遣場所	()
5	派遣を申請す	よることを決定した管理組合の理事会または集会の年月日	
(1)形 式	(理事会 ・ 集会)	
(2) 年月日	令和 年 月 日	
			
6	建物・管理の	D概要	
(1) マンショ	ン 名 ()
)所 在	地 () 区 ()
(3		造(S·RC·SRC)造	
)階)戸	数 地上()階/地下()階 数 住宅()戸・店舗()戸	
		等期 () 年	
)設計図書の		
) 管 理	規 約 () 年作成	
		改正の有無 (有り・無し)	
		() 年改正	
(9)管理委託会	会社の有無 (有り ・ 無し)	
7	派遣について	ての海紋生	
)住 戸)
		名 ()
)電話番号)
(4) FAX番号	号(またはメールアドレス) ()

※アドバイ ください	際の参考とさせて	いただきますので	、できるだけ詳し	くご

住所

氏名

管理適正化支援アドバイザー派遣申請書

管理適正化支援アドバイザーの派遣を受けたいので、大阪市マンション管理・建替支援 事業実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 管理の状況

(①~⑦のうち、該当するもの全てに○を記入してください。)

項目	記	入欄
①管理組合の実態がない		
②管理者等を定めていない		
③集会を年1回以上開催していない		
④管理規約を作成していない		
(必要に応じてその改正を行っていないものを含む)		
⑤管理費及び修繕積立金について明確に区分して経理を行	うっていない	
⑥修繕積立金を積み立てていない		
⑦大規模な修繕工事を定期的に実施していない		

2	建物	0)	概	要
---	----	----	---	---

(1)	マンション	名	()
(2)	所 在	地	() 区 ()
(3)	構	造	(S • R	CC · SRC)造	
(4)	階	数	地上() 階/地下() 階	
(5)	戸	数	住宅()戸・店舗()戸	
(6)	建築時	期	()年	
(7)	設計図書の有	無	(有り・	無し)	

3 依頼内容

(「1 管理の状況」の改善に向けて、今回、管理適正化支援アドバイザーの派遣を希望する項目を1つ選択し、対応する「今回派遣回数」欄に希望する派遣回数(上限:3回)を記入してください。また、過去の派遣回数と、今回申請を含めた通算派遣回数を記入してください。)

項目	今回派遣回数	過去の派遣回数
①課題整理を含めたマンション管理に関する総合的 なこと	口	□
②建物の技術的な内容等に関すること	回	□
③管理規約及び法的な問題等に関すること	回	□
④管理組合の経理等に関すること	口	口
⑤不動産の登記等に関すること	口	口
今回申請を含めた通算派遣回数		口

	④官理組合の経理等に関すること	Ш	凹
	⑤不動産の登記等に関すること	回	口
	今回申請を含めた通算派遣回数		口
	※派遣を希望する項目の変更及び派遣回数の増加を伴	う変更はできま	せん。
4 参	动人数		
(1) 参加される方の人数 (予定)		
	約()人		
(2)参加される方の管理組合における主な役職等		
	(該当する番号に○を付けてください。)		
	① 理事 ② 区分所有者 ③ その他	()	
5 老	7回派遣希望日		
复	等一希望日 令和年月日(_曜日)	
复	5二希望日 令和年月日(_曜日)	
复	等三希望日 令和年月日(_曜日)	
	※複数回の派遣を希望する場合、2回目以降の派遣日	は、派遣されるア	*ドバイザー }
	日程調整を行い、決定してください。		
			`
6 <i>∛</i>	《遣場所 ()
7 3r	きまについての声効果		
(1)	€遣についての連絡先 住 所()
(2))
(3)	電話番号 ()
(4)	FAX番号(またはメールアドレス) ()

ご記入ください	お伺いする際の参え。	5 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	- 6 x 9 00 0 , 0 6 .	るたり許しく
■管理の状況に関す	る課題等			
■アドバイザーへ相	談したい内容			

8 マンションの状況やアドバイザーへの相談内容

 大都整住第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

大阪市長

勉強会支援アドバイザー派遣(変更)決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった勉強会支援アドバイザーの派遣については、次のとおり(変更)決定したので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第5条第5項の規定により通知します。

- 派遣するアドバイザー 所属団体 氏 名
- 2 アドバイスの内容
- 3 派遣日時

4 派遣場所

(備考)

- 1 派遣回数は、3回を限度とします。
- 2 派遣の申請内容を変更しようとするときは、当該派遣の日の 10 日前までに、勉強会支援アドバイザー派遣変更承認申請書(第6-1号様式)を提出してください。
- 3 派遣の申請を取下げようとするときは、当該派遣の日の 10 日前までに、勉強会支援アドバイザー派遣申請取下届(第7-1 号様式)を提出してください。

 大都整住第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

大阪市長

管理適正化支援アドバイザー派遣(変更)決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった管理適正化支援アドバイザーの派遣については、次のとおり(変更)決定したので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第5条第5項の規定により通知します。

- 派遣するアドバイザー 所属団体 氏 名
- 2 アドバイスの内容
- 3 派遣回数

口

4 初回派遣日時

令和	年	月	日 (曜日)
	時~	~	時まで	

5 派遣場所

(備考)

- 1 派遣回数は、18回を限度とします。(各年度につき6回を限度とし、初回の申請日から起算して 3か年以内に管理適正化支援アドバイザー派遣申請書(第1-2号様式)を提出してください。)
- 2 派遣回数が複数回である場合、2回目以降の派遣日時については、今年度内に派遣が実施されるよう、派遣されたアドバイザーと日程調整を行い、決定してください。
- 3 派遣の申請内容を変更しようとするときは、当該派遣の日の 10 日前までに、管理適正化支援アドバイザー派遣変更承認申請書(第6-2号様式)を提出してください。
 - 4 派遣の申請を取下げようとするときは、当該派遣の日の 10 日前までに、管理適正化支援アドバイザー派遣申請取下届 (第7-2号様式)を提出してください。

 大都整住第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

大阪市長

勉強会支援アドバイザー派遣不決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった勉強会支援アドバイザーの派遣については、 次の理由により派遣しないこととしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要 綱第5条第2項の規定により通知します。

派遣しない理由

 大都整住第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

大阪市長

管理適正化支援アドバイザー派遣不決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった管理適正化支援アドバイザーの派遣については、次の理由により派遣しないこととしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業 実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

派遣しない理由

 大都整住第
 号

 令和
 年
 月
 日

(派遣を依頼する専門家団体の長)

大阪市長

勉強会支援アドバイザー選定(変更)依頼書

次のとおり勉強会支援アドバイザーの派遣の(変更)申請がありましたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第5条第3項の規定により、派遣アドバイザーの選定(変更)を依頼します。

- 1 派遣報酬
- 2 依頼の内容
- 3 派遣を希望される勉強会について

(1)形 式 (集会・理事会・専門委員会・その他)

- (2)参加される方の予定人数約()人
- 4 派遣希望日

第一希望日 令和______年____月___日(_____曜日) _____時 ~ ____時まで

_____時 ~ _____時まで

_____時 ~ _____時まで

5 派遣場所 ()

(1)マンション名 ((2)所 在 地 ()区((3)構 造 (S・RC・SRC)造 (4)階 数 地上()階/地下()階 (5)戸 数 住宅()戸・店舗()戸 (6)建築時期()年 (7)設計図書の有無 (有り・無し))年作成 改正の有無 (有り・無し))年改正 (9)管理委託会社の有無 (有り・無し)	
(3)構 造 (S・RC・SRC)造 (4)階 数 地上()階/地下()階 (5)戸 数 住宅()戸・店舗()戸 (6)建築時期()年 (7)設計図書の有無(有り・無し) (8)管理規約()年作成 改正の有無(有り・無し) ()年改正)
(4)階 数 地上()階/地下()階 (5)戸 数 住宅()戸・店舗()戸 (6)建築時期()年 (7)設計図書の有無(有り・無し) ()年作成 (8)管理規約()年作成 改正の有無(有り・無し) ()年改正)
(5) 戸 数 住宅()戸・店舗()戸 (6) 建 築 時 期 ()年 (7) 設計図書の有無 (有り・無し) (8) 管 理 規 約 ()年作成 改正の有無(有り・無し) ()年改正	
 (6)建築時期()年 (7)設計図書の有無(有り・無し) (8)管理規約()年作成 改正の有無(有り・無し) ()年改正 	
 (7)設計図書の有無 (有り・無し) (8)管 理 規 約 ()年作成 改正の有無(有り・ 無し) ()年改正 	
(8)管 理 規 約 ()年作成 改正の有無(有り ・ 無し) ()年改正	
改正の有無(有り ・ 無し) ()年改正	
() 年改正	
(9) 官埋姿託会任の有悪 (有り ・ 悪し)	
7 マンションの状況や勉強会支援アドバイザー派遣を希望されるに至った経過	
The state of the s	

8 その他連絡事項

大都整住第 号 令和 年 月 日

(派遣を依頼する専門家団体の長)

大阪市長

管理適正化支援派遣アドバイザー選定(変更)依頼書

次のとおり管理適正化支援アドバイザーの派遣の(変更)申請がありましたので、大阪 市マンション管理・建替支援事業実施要綱第5条第3項の規定により、派遣アドバイザー の選定(変更)を依頼します。

- 1 派遣報酬
- 2 依頼の内容
- 3 管理の状況
- 4 建物の概要
 - (1) マンション名 () (2)所 在 地 ()区()
 - (3) 構 造 (S · RC · SRC) 造
 -)階/地下(数 地上((4) 階) 階
 - (5) 戸) 戸・店舗() 戸 数 住宅(
 - (6)建築時期()年
 - (7) 設計図書の有無 (有り ・ 無し)
- 5 派遣回数

□

	(1)参加される方の)人数(予定)				
	約()人				
	(2) 参加される方の	管理組合におけ	する主な役職等	<u>숙</u>		
7	初回派遣希望日					
•	第一希望日 令和	年 月	∃ (曜日)		
	>N			, <u></u> , <u></u> ,		
	第二希望日 令和	<u></u>		曜日)		
			時まで			
	第三希望日 令和	年月_	月(曜日)		
		時 ~	時まで			
	※派遣回数が複数回	の場合、2回目り	以降の派遣日は	は、今年度内にデ	派遣が実施される	ょ
	う、当該マンショ	ンの理事長等と	日程調整を行り	ハ、決定してく	ださい。	
0					,	
8	派遣場所()	
9	マンションの状況やアト	バイザーへのホ	目談内容			
	■管理の状況に関する課	題等				

6 参加人数

■アドバイザーへ相談したい内容	

10 その他連絡事項

(派遣を依頼した専門家団体の長)

勉強会支援アドバイザー選定(変更)結果通知書

令和 年 月 日付け大都整住第 号で依頼のありました勉強会支援アドバイザーの選定(変更)について、次のとおり決定いたしましたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

- 1 派遣するアドバイザーの氏名
- 2 アドバイスの内容
- 3 派遣日時

4 派遣先

マンション名 ()

(派遣を依頼した専門家団体の長)

管理適正化支援アドバイザー選定 (変更) 結果通知書

令和 年 月 日付け大都整住第 号で依頼のありました管理適正化支援アドバイザーの選定(変更)について、次のとおり決定いたしましたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

- 1 派遣するアドバイザーの氏名
- 2 アドバイスの内容
- 3 初回派遣日時

4 派遣回数

口

5 派遣先

マンション名 (

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

勉強会支援アドバイザー派遣変更承認申請書

令和 年 月 日付け大都整住第 号にて決定の通知のありました勉強会支援アドバイザー派遣について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第7条第1項の規定により、変更の承認を申請します。

- 1 変更する内容及びその理由
- 2 添付書類

住所

氏名

管理適正化支援アドバイザー派遣変更承認申請書

令和 年 月 日付け大都整住第 号にて決定の通知のありました管理適正 化支援アドバイザー派遣について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第7条 第1項の規定により、変更の承認を申請します。

1 変更する内容

	変	更	前		変	更	後	
派遣回数				口				口
初回派遣日時								
その他								

[※]アドバイスの内容の変更及び派遣回数の増加を伴う変更はできません。

2 変更理由

3 添付書類

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

勉強会支援アドバイザー派遣申請取下届

令和 年 月 日付け大都整住第 号にて決定の通知のありました勉強会支援アドバイザー派遣について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第8条第1項の規定により申請の取下げの届出をします。

取下げの理由

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

管理適正化支援アドバイザー派遣申請取下届

令和 年 月 日付け大都整住第 号にて決定の通知のありました管理適正化支援アドバイザー派遣について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第8条第1項の規定により申請の取下げの届出をします。

取下げの理由

削除

(派遣を依頼した専門家団体の長)

勉強会支援アドバイザー派遣業務報告書

勉強会支援アドバイザーの派遣業務を完了しましたので、大阪市マンション管理・建替
支援事業実施要綱第9条の規定により、その結果を次のとおり報告します。
1 派遣されたマンション名等
(1)マンション名
(2) 参加人数
2 派遣日時等
(1)派遣日時
令和
(2)派遣したアドバイザー
3 勉強会の概要

(派遣を依頼した専門家団体の長)

管理適正化支援アドバイザー派遣業務報告書

管理適正化支援アドバイザーの派遣業務を完了しましたので、大阪市マンション管理・
建替支援事業実施要綱第9条の規定により、その結果を次のとおり報告します。
 派遣されたマンション名等 (1)マンション名 (2)参加人数
2 派遣日時等(1)派遣日時
令和
(2)派遣回数回目
(3)派遣したアドバイザー
3 派遣業務の概要

4	次回派遣日				
	令和	年	月	日(曜日)
		時 ~	·	時まで	

住所

氏名

補助金交付申請書

分譲マンション再生検討費の補助金について交付を受けたいので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1	補助事業の名詞	称	再生検討事業
2	補助事業の目	的	の再生に向けた検討
3	補助事業の内容	容事業	業計画書のとおり
(1	交付を受けよ) 補助金の額) 算出の基礎	<u>金</u>	金の額及びその算出の基礎 円 (美計画書の「8 交付申請額の算出方法」のとおり
5	令和 年	月 日	契約予定日)及び完了予定日令 令和 年 月 日
6	これまでに交付	寸を受けた分譲	後マンション再生検討費の補助金
	(1回目) 3	交付決定日	令和 年 月 日
	衤	浦助金の額	大阪市指令都整住第 号 金 円
	(2回目)ろ	交付決定日	令 和 年 月 日 大阪市指令都整住第 号
	衤	浦助金の額	<u>金</u> 円

事業計画書

1 現存マンションの概要

9013 1 2 2 3				
正 大 地	(住居表示)			
所 在 地	(地番表示)			
マンション名		建築年	年	月
構造	造	階数	地上 階	地下 階
住 戸 数	戸	区分所有者数		人
用途地域(建設時)	地域	防火・準防火地域 (建 設 時)		地域
その他の地区	地区	敷地面積		m²
延床面積	m²	建築面積		m²
容積率	%	建ぺい率		%
指定容積率 (建設時)	%	指定建ペい率 (建設時)		%

2 建築物詳細調書

(1)用途別調書

用	途	延床面	積	割	合	戸	数	等
住	宅		m²		%			戸
店	舗		m²		%			戸
事務	所		m²		%			戸
そ の	他		m²		%			戸
容積率算定対象外			m²		%		_	
合	計		m²	100	%		_	

(2) 棟別調書

棟番	延床面積	建築面積	住宅戸数	築年数	区分所有者数	用途
	m²	m²	戸	年	人	
	m²	m²	戸	年	人	
	m²	m²	戸	年	人	
合計	m²	m²	戸	_	人	_

3 再生を検討するための専門委員会を設けた日

令和 年 月 日

4 検討の具体的内容

業務項目	具	体	的	な	作	業	項	目
マンションの								
現状調査								
区 分 所 有 者 の								
意 向 調 査 等								
建替え基本構想								
の作成								
売 却 基 本 構 想								
の作成								
事業協力者の								
導入の可能性の検討								
マンションの改修の								
手 法 検 討								
マンションの建替え等や								
改修の比較検討								
管理組合における								
検討組織の運営支援								
そ の 他								

5 検討調査のスケジュール

年度					前				年			J	叓		当		i	該		年	Ξ		叓	次				年				度				
	()年	度以前				(年度	Ę)						(年月	变)					(年	度)				()年度	E以降
検討項目				4	4 5	6	7	8 9	10	11	12	1 2	2 3	4	5	6	7	8	9 10) 11	12	1 2	2 3	4 5	6	7	8	9 1	0 11	12	1	2	3			
マンションの																																				
現状調査																																				
区分所有者の																																				
意 向 調 査 等																																				
建替え基本構想																																				
の 作 成																																				
売却基本構想																																				
の 作 成																																				
事業協力者の導入																																				
の可能性の検討																																				
マンションの																																				
改修の手法検討																																				
マンションの建替え等や																																				
改修の比較検討																																				
管理組合における																																				
検討組織の運営支援																																				
そ の 他																																				

[・]各項目について、補助対象部分を黒の棒状で、対象外部分を白抜きの棒状で示してください。

検討の資金計画 (単位:千円)

					(+ ±.1	
項	目	前年度以前	当該年度	翌年度以降	合	計
収	入					
借入	金					
管 理 組 合 自 己	負 担 金					
補助	金					
その他()					
支	田					
検 討	費					
マンションの現状調査	に要する経費					
区 分 所 有 意向調査等に要す						
建替え基本構想の作成	に要する経費					
売却基本構想の作成に	要する経費					
事業協力者の可能性の検討に要						
マンションの手法検討に要す)改修の					
マンションの建替え	等や改修の					
比 較 検 討 に 要 す 管理組合における	険討組織の					
運営支援に要う						
その	他					

8 交付申請額の算出方法(当該年度のみ)

(単位:千円)

項		目	事	業	費	補助対象事業費	補助対象外事業費	補	助	率
検	討	費								
マンショ	ョンの現状調査に	こ要する経費								
) 所 有 査等に要す									
建替え基	基本構想の作成に	こ要する経費								
売却基本	 構想の作成に	要する経費								
	協力者の	• •							1/3	
	ションの 負 討 に 要 す									
	ョンの建替え 負 討 に 要 す									
	合における検 友 援 に 要 す									
そ	Ø	他								
今 回	交 付 申	請額								
既 交	付 決	定額								,
変更	増 △	減 額							•	

⁽注)事業費欄には、実際に要する事業費(税抜)を記載すること。

住所

氏名

補助金交付申請書

分譲マンション長期修繕計画作成費の補助金について交付を受けたいので、大阪市マンション管理・ 建替支援事業実施要綱第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	補助事業の名称	
2	補助事業の目的	の長期修繕計画の作成
3	補助事業の内容	事業計画書のとおり
•	交付を受けようとする補助。) 補助金の額) 算出の基礎	金の額 <u>金 円</u> 事業計画書の「5 交付申請額の算出方法」のとおり
5		契約予定日)及び完了予定日 日 ~ 令和 年 月 日

事業計画書

1 マンションの概要

所 在 地	(住居表示)			
マンション名		建築年	年	月
構造	造	階数	地上 階、地下	階
住 戸 数	戸	区分所有者数		人
敷地面積	m²	延床面積		m²
長期修繕計画 の 有 無	有 • 無			

2 長期修繕計画作成にかかる業務委託の詳細

項目	各項目の詳細を記載
計 画 作 成	
調査・診断報告書作成	
そ の 他	

3 長期修繕計画作成のスケジュール

	年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11月	12 月	1月	2 月	3 月
検討項目		1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
調査・診断報	報告書												
の 作	成												
計画(作成												
総会予定	: 時期												

[・]各項目について、補助対象部分を黒の棒状で、対象外部分を白抜きの棒状で示してください。

4 長期修繕計画作成の資金計画

(単位:千円)

	項		目	当該年度
	収		入	
	借	入	金	
	管 理 組 合	自己負力	担 金	
	補	助	金	
	その他()	
	支		出	
	作	成	費	
	計画作成	に要する	経 費	
	調査・診断報告	計書の作成に要っ	よる経費 しょうしょう	
	そ	の	他	

5 交付申請額の算出方法

(単位:千円)

項		目	事	業	費	補助対象事業費	補助対象外事業費	補	助	率
作	成	費								
計画作	成に要す	- る経費							1 /0	
調査・診断	所報告書の作成	対に要する経費							1/3	
そ	0	他								
今 回	交 付 申	請額								
既 交	付 決	定額								,
変更	増 △	減 額							,	

(注) 事業費欄には、実際に要する事業費(税抜)を記載すること。

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった分譲マンション再生検討費の補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱(以下、「要綱」という。) 第 16 条第 1 項の規定により通知します。

-1	補助金の交付決定額	Λ.	П
		Æ	<u> </u>

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(要綱第20条第3項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を廃止する場合には、令和 年2月末日までに補助事業廃止届を市長に提出すること。なお、補助事業の廃止を行ったときは、補助金の交付は行われない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び要綱の規定を遵守 すべきこと。

3 その他

- ・本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、補助金の交付の決定を受けた日の翌日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができます。
- ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類等を整備し、補助事業が完了した次の 年度から5年間保存してください。

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった分譲マンション長期修繕計画作成費の補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱(以下、「要綱」という。)第16条第1項の規定により通知します。

1	補助金の交付決定額	<u>金</u>	円
T	間切立り入口の足領	<u>115.</u>	

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(要綱第20条第3項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を廃止する場合には、令和 年2月末日までに補助事業廃止届を市長に提出すること。なお、補助事業の廃止を行ったときは、補助金の交付は行われない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び要綱の規定を遵守 すべきこと。

3 その他

- ・本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、補助金の交付の決定を受けた日の翌日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができます。
- ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類等を整備し、補助事業が完了した次の 年度から5年間保存してください。

 大都整住第
 号

 令和
 年月

 日

様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった分譲マンション再生検討費の補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 16 条第 2 項の規定により通知します。

交付しない理由

 大都整住第
 号

 令和
 年月

 日

様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった分譲マンション長期修繕計画作成費の補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 16 条 第 2 項の規定により通知します。

交付しない理由

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

補助金交付申請取下届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて通知のあった分譲マンション再生検 討費の補助金の交付決定について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 18 条第 1 項の規 定により申請の取下げの届出をします。

取下げの理由

令和 年 月 日

大阪市長

住所

氏名

補助金交付申請取下届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて通知のあった分譲マンション長期修繕計画作成費の補助金の交付決定について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 18 条第 1 項の規定により申請の取下げの届出をします。

取下げの理由

大 阪 市 長

住所

氏名

補助事業着手届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション再生検討費の補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり着手しましたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第19条第3項の規定により通知します。

1 契約日

令和 年 月 日

2 完了予定日

令和 年 月 日

3 添付書類

大 阪 市 長

住所

氏名

補助事業着手届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション長期修繕計画作成費の補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり着手しましたので、大阪市マンション管理・ 建替支援事業実施要綱第19条第3項の規定により通知します。

1 契約日

令和 年 月 日

2 完了予定日

令和 年 月 日

3 添付書類

令和 年 月 日

大阪市長

住所

氏名

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション再生検討費の補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

- 1 変更する内容及びその理由
- 2 添付書類

令和 年 月 日

大阪市長

住所

氏名

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション長期修繕計画作成費の補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第20条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

- 1 変更する内容及びその理由
- 2 添付書類

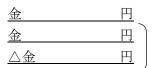
様

大阪市長

補助事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更の申請のあった分譲マンション再生検討費の補助事業については、次のとおり変更を承認することとしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱(以下、「要綱」という。)第20条第5項の規定により通知します。

- 1 承認内容
- 2 補助金の交付決定額既交付決定額変更後増△減額



3 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(要綱第20条第3項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を廃止する場合には、令和 年2月末日までに補助事業廃止届を市長に提出すること。なお、補助事業の廃止を行ったときは、補助金の交付は行われない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び要綱の規定を遵守 すべきこと。

4 その他

・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類等を整備し、補助事業が完了した次の 年度から5年間保存してください。

様

大阪市長

補助事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更の申請のあった分譲マンション長期修繕計画作成費の補助事業については、次のとおり変更を承認することとしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱(以下、「要綱」という。)第20条第5項の規定により通知します。

- 1 承認内容
- 2 補助金の交付決定額既交付決定額変更後増△減額

3 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(要綱第20条第3項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を廃止する場合には、令和 年2月末日までに補助事業廃止届を市長に提出すること。なお、補助事業の廃止を行ったときは、補助金の交付は行われない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び要綱の規定を遵守 すべきこと。

4 その他

・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類等を整備し、補助事業が完了した次の 年度から5年間保存してください。

 大都整住第
 号

 令和
 年月
 日

様

大阪市長

補助事業変更不承認通知書

令和 年 月 日付けで変更の申請のあった分譲マンション再生検討費の補助事業については、次の理由により変更を承認しないこととしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第20条第6項の規定により通知します。

承認しない理由

 大都整住第
 号

 令和
 年月

 日

様

大阪市長

補助事業変更不承認通知書

令和 年 月 日付けで変更の申請のあった分譲マンション長期修繕計画作成費の補助事業 については、次の理由により変更を承認しないこととしたので、大阪市マンション管理・建替支援事業 実施要綱第20条第6項の規定により通知します。

承認しない理由

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

補助事業廃止届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション再生検討費の補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり廃止の届出をします。

廃止の理由

令和 年 月 日

大 阪 市 長

住所

氏名

補助事業廃止届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション長期修繕計画作成費の補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 21 条 第 1 項の規定により、次のとおり廃止の届出をします。

廃止の理由

様

大阪市長

補助金事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付けで大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション再生検討費の 交付決定をした補助金については、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 22 条第 3 項の規 定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

様

大阪市長

補助金事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付けで大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション長期修繕計画 作成費の交付決定をした補助金については、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 22 条第 3項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

大 阪 市 長

住所

氏名

補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション再生検討費の補助 金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 添付書類

事業実績概要書

1 現存マンションの概要

元 大 Wh	(住居表示)			
所 在 地	(地番表示)			
マンション名		建築年	年	月
構造	造	階数	地上 階 地下	站
住戸数	戸	区分所有者数		人
用途地域(建設時)	地域	防火・準防火地域 (建 設 時)		地域
その他の地区	地区	敷 地 面 積		m²
延床面積	m²	建築面積		m²
容積率	%	建ぺい率		%
指定容積率(建設時)	%	指定建ペい率 (建設時)		%

2 建築物詳細調書

(1)用途別調書

用		途	延	床	面	積	割		合	戸	数	等
住		宅				m^2			%			戸
店		舗				m²			%			戸
事	務	所				m²			%			戸
そ	の	他				m²			%			戸
容積≅	を算定対	寸象外				m²			%		_	
合		計				m²		100	%		_	

(2) 棟別調書

棟番	延床面積	建築面積	住宅戸数	築年数	区分所有者数	用途
	m²	m²	戸	年	人	
	m²	m²	戸	年	人	
	m²	m²	戸	年	人	
合計	m²	m²	戸	_	人	_

3 検討調査の具体的内容

業務項目	計画内容	実施内容
マンションの		
現 状調 査		
区 分 所 有 者 の		
意 向 調 査 等		
建替え基本構想		
の作成		
売 却 基 本 構 想		
の作成		
事業協力者の		
導入の可能性の検討		
マンションの改修の		
手 法 検 討		
マンションの建替え等や		
改修の比較検討		
管理組合における		
検討組織の運営支援		
その他		

4 再生検討のスケジュール (実施工程)

	年度		4 ,	月			5	月			6	月			7	月			8	月			9	月			10 .	月			11	月		1	2 F]		1	月			2 .	月			3 F	1
検討項目		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1 2	3	3 4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3 4
マンショ	ンの																																														
現 状調	査																																														
区分所有	者の																																														
意向調	査 等																																														
建替え基本	構 想																																														
の作	成																																														
売却基本	構想																																														
の 作	成																																														
事業協力者の																																															
の可能性の	検 討																																														
マンショ	ンの																																														
改修の手法	検 討																																														
マンションの建権	替え等や																																														
改修の比較	検 討																																														
管理組合にお	ける																																														
検討組織の運	営支援																																														
そ の	他																																														

[・]各項目について、補助対象部分を黒の棒状で、対象外部分を白抜きの棒状で示してください。

5 再建マンションの計画概要

構造	造	階数	地上 階、地下 階
住 戸 数	戸	店舗・事務所等	戸
権利床	戸	保留床	戸
用途地域	地域	防火・準防火地域	地域
その他の地区	地区	敷 地 面 積	m²
延床面積	m²	建築面積	m²
容積率	%	建ぺい率	%
指定容積率	%	指定建ペい率	%

6 マンション敷地売却の計画概要

売	却代金の見込額	円
	受人となるべき ベロッパー候補	
	全等の算定方法	
売	却後の土地利用	
区分所有者等	等の売却後の住居確保の方針	
区分所有者	再建マンションへの入居	戸
の意向	他住宅への住替え	戸
代替建	達築物提供等計画の概要	

7 マンション改修の計画概要

改修項目・手法	
改修代金の見込額	円

1	

9 検討調査の収支決算書

(単位:千円)

	項	l	申請時予算額(a)	決 算 額 (b)	増△減(a-b)	摘	要
I	人						
	借入	金					
	管 理 組 合 自 己 負 担	金					
	補助	金					
	その他()					
	収 入 合 計 (A)						

	項目		申請時予算額(a)	決算額(b)	増△減(a-b)	摘	要
支	出						
	検査	費					
	マンションの現状調査に要する経	E 費					
	区 分 所 有 者 の 意向調査等に要する経費	か					
	建替え基本構想の作成に要する経	E 費					
	売却基本構想の作成に要する経費	ŧ					
	事業協力者の導入 可能性の検討に要する経						
	マンションの改修手法検討に要する経費						
	マンションの建替え等や改修 比較検討に要する経費						
	管理組合における検討組織の 運 営 支 援 に 要 す る 経 費						
	その	他					
	支 出 合 計 (B)						

項	目	申請時予算額(a)	決 算 額 (b)	増△減(a-b)	摘	要
繰越収支差	額 (A-B)					

※ 補助事業についてのみ記入すること。

(単位:千円)

項		目	事	業	費	補助対象事業費	補助対象外事業費	補	助	率
検	討	費								
マンシ	ョンの現状調査に	要する経費								
	分 所 有 間査等に要す。	_								
建替え	基本構想の作成に	要する経費								
売却基準	本構想の作成に要	する経費								
	協力者の tの検討に要っ								1/3	
	ションの 倹 討 に 要 す る									
	ョンの建替え等 倹 討 に 要 す る									
	合における検記 支 援 に 要 す る									
そ	\mathcal{O}	他								
今 回	交 付 申	請額								
既交	付 決	定額								,
変 更	増 △	減 額								

(注)事業費欄には、実際に要する事業費(税抜)を記載すること。

大阪市長

住所

氏名

補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整住第 号にて分譲マンション長期修繕計画作成 費の補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第26 条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

 1 補助事業の名称
 長期修繕計画作成事業

 2 補助金の予定金額
 金
 円

 ※算出基礎は事業実績報告書の「5 補助金の予定金額の算出方法」のとおり

 3 事業実施期間

令和 年 月 日 \sim 令和 年 月 日

4 添付書類

事業実績報告書

1 マンションの概要

1 4 2 2 3 2 0	186.5			
所 在 地	(住居表示)			
マンション名		建築年	年	月
構造	造	階数	地上 階、地下	階
住 戸 数	戸	区分所有者数 (釉 年 月 暁)		人
敷地面積	m²	延床面積		m²
現行の長期修繕 計画の有無	有 • 無			

2 長期修繕計画作成にかかる業務委託の詳細(補助対象外の部分を含む)

項目	各項目の詳細を記載
計 画 作 成	
調査・診断報告書作成	
そ の 他	

3 長期修繕計画作成のスケジュール (実施行程)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
検討項目	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4 1	1 2 3 4 1	2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
調査・診断報告書												
の 作 成												
計画作成												
総会予定時期												

・各項目について、補助対象部分を黒の棒状で、対象外部分を白抜きの棒状で示してください。

4 長期修繕計画作成の収支決算書

(単位:千円)

		項	目	申請時予算額(a)	決 算 額 (b)	増△減(a-b)	摘要	i
Ц	又		入					
		借入	金					
	r	管理組合自己	負 担 金					
		補助	金					
		その他()					
		収 入 合 計	(A)					

		項		目	申請時予算額(a)	決 算 額 (b)	増△減(a-b)	摘	要
17.4	支		出	1					
		作	成	費					
		計画作	成に要す	る経費					
		調査・診断	新報告書の作成に	要する経費					
		そ	Ø	他					
		支 出	合 計 (В)					

項	目	申請時予算額(a)	決算額(b)	増△減(a-b)	摘	要
繰越収支差額	類 (A-B)					

※ 補助事業についてのみ記入すること。

5 補助金の予定金額の算出方法

(単位:千円)

項					目	事	業	費	補助対象事業費	補助対象外事業費	補	助	率
作		E	戊		費								
計画作成に要する経費												1/3	
調査・診断報告書の作成に要する経費													
そ			の		他								
今	口	交	中	請	額								
既 交 付 決 定 額													
変	更	増	Δ	減	額							/	

(注) 事業費欄には、実際に要する事業費(税抜)を記載すること。

 大都整住第
 号

 令和年
 月

 日

様

大阪市長

補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで大阪市指令都整住第 号にて交付決定をした分譲マンション 再生検討費の補助金については、次のとおり金額を確定したので、大阪市マンション管理・建替支援事 業実施要綱第 27 条の規定により通知します。

- 1 確定補助金額 金 円
- 2 その他
 - ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類等を整備し、補助事業が完了した次の 年度から5年間保存してください。

 大都整住第
 号

 令和年
 月

 日

様

大阪市長

補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで大阪市指令都整住第 号にて交付決定をした分譲マンション 長期修繕計画作成費の補助金については、次のとおり金額を確定したので、大阪市マンション管理・建 替支援事業実施要綱第27条の規定により通知します。

- 1 確定補助金額 <u>金</u> 円
- 2 その他
 - ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類等を整備し、補助事業が完了した次の年度から5年間保存してください。

様

大阪市長

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで大阪市指令都整住第 号にて交付決定をした分譲マンション再生検討費の補助金については、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 条第 項の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

様

大阪市長

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで大阪市指令都整住第 号にて交付決定をした分譲マンション長期修繕計画作成費の補助金については、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第 条第項の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

様

大阪市長

補助金返還命令書

令和 年 月 日付けで大阪市指令都整住第 号にて交付決定をした分譲マンション再生検討費の補助金については、交付の決定を取り消したので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第31条の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 補助金返還命令額 金 円
- 2 返還期限 令和 年 月 日
- 3 その他
 - ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類等を整備し、補助事業が完了した次の年度から5年間保存してください。

様

大阪市長

補助金返還命令書

令和 年 月 日付けで大阪市指令都整住第 号にて交付決定をした分譲マンション長期修繕計画作成費の補助金については、交付の決定を取り消したので、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第31条の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 補助金返還命令額 金 円
- 2 返還期限 令和 年 月 日
- 3 その他
 - ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類等を整備し、補助事業が完了した次の 年度から5年間保存してください。